

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援等)
- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- 人材育成(取引先の人材育成支援、出向の受入れ等)
- 取引先の専門担当者と連携し、ものづくり改革な活動など人材育成活動を推進する。
- グリーン化(取引先の脱炭素化の取組支援等)
- 取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する。
- BCP/事業継続(取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等)
- 働き方改革(取引先のテレワーク導入支援等)

### 2. 「振興基準」の遵守 発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他(任意記載)

従業員が「購買基本方針」等に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時行う社訓の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を行います。

令和 8年 1月 1日

株式会社アイ・ティー・エム 代表取締役 柳本忠二

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。